



平成 27 年 5 月 19 日

各 位

会 社 名 小松ウオール工業株式会社  
代表者名 代表取締役社長 加納 裕  
(コード：7949、東証第一部)  
問合せ先 取締役執行役員  
総務本部長 本彦 義夫  
(TEL. 0761-21-3234)

## 内部統制システム構築に関する基本方針の改定に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 19 日開催の取締役会において、内部統制システム構築に関する基本方針の改定について下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役および使用人が法令や定款に適合した行動ができるように「行動規範」を制定し、その徹底を図るため社長を委員長とする「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置して、コンプライアンス体制の強化推進に努める。

また、コンプライアンスに関する相談や不正行為等の通報を受け付ける通報相談窓口を設ける。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に係る情報については、法令や社内規程に基づき、文書または電子的媒体に記録し、適切に保存・管理する。

取締役および監査役は、それらの情報をいつでも閲覧できるものとする。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、社長を委員長とする「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、リスク管理体制の強化推進に努め、当社を取り巻くリスクを特定したうえで適切なリスク対応を決定する。また、「コンプライアンス・リスク管理委員会」へリスク情報を集約し、職務執行への活用を図るとともに、緊急事態が生じた場合の危機管理対応策を検討する。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の職務権限、会議体の開催や付議基準等を明確化するとともに、意思決定の妥当性を高めるための体制を強化する。

取締役会は原則月 1 回開催し、経営に関する重要事項について審議、議決および取締役の業務執行状況の監督等を行う。

**5. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項**

当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査に必要な知識・能力を備えた人員を配置する。当該使用人は監査役の指揮命令に従うものとし、取締役からの指揮は受けないものとする。

また、使用人の人事については監査役会の同意を得たうえで決定し、取締役からの独立性を確保する。

**6. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制およびこれらの報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制**

当社の取締役および使用人は、職務の執行に関して重大な法令・定款違反、不正行為の事実および会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した時は、法令に従い、直ちに監査役に報告するものとする。

なお、当該報告をした者に対し、その報告を行ったことを理由とする不利な取扱いを禁止する。

**7. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

当社は、監査役がその職務の執行について必要と判断した費用または債務の処理を求めた時は、監査役の職務執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかにその処理を行う。

**8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役は、取締役会その他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることができることとする。

また、監査役は、会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、内部監査部門と情報の交換に努め、連携して監査の実効性を確保する。

以 上